

平成20年12月4日付け津市監査委員告示第11号公表分

(1) 総務部

人事課

監査の結果	昭和54年に、津市職員共済組合福利厚生施設（職員駐車場）建設資金約1億9,050万円を同組合に貸し付けており、平成19年度末日までの償還累計額は約1億3,150万円となっている。当該貸付金の未償還額は、本市が毎年度、同組合に当該年度内の償還を条件とした短期貸付をすることにより、決算上、本市の債権としては計上されていないが、これを明らかにするため、貸付金の在り方を検討されたい。
措置の内容	当該貸付金の償還完了は2025年度の予定となっていたが、貸付金の在り方を検討する中で、津市職員共済組合と協議を行い、2017年（平成29年）3月30日に当該貸付金の未償還額（5,500万円）全額を償還し、2017年度（平成29年度）に新たな貸付は行わないこととした。

(2) スポーツ文化振興部

スポーツ振興課（スポーツ・文化振興室スポーツ振興課（当時））

監査の結果	財団法人三重県武道振興会への財政的支援の在り方について、同振興会に交付した平成20年度の三重県武道館活動経費に係る補助金額は1,200万円で、平成19年度より若干減額したものの、同武道館の用地（約5,500平方メートル）の無償貸与を含め、県の同振興会に対する財政支援を超えるものとなっているが、同課では、県域で実施される同振興会事業の利用者のうち、市民の利用状況を把握していなかったことから、その把握に努め、本市の財政的支援の効果を検証し、県と協議の上、今後の財政的支援の在り方について検討されたい。
措置の内容	三重武道館について、三重県と協議し、移転整備後の武道振興事業に係る運営経費は三重県が負担することから、新三重武道館の供用開始に伴い、財団法人三重県武道振興会に対しては、平成30年度から活動経費に係る

補助を行わないこととした。